

道の駅さんわ 182 ステーション太陽光発電設備導入事業（PPA）実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、神石高原町ふるさと活性化センター（道の駅さんわ 182 ステーション）（以下、「施設」という。）に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、PPA（Power Purchase Agreement）方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

（1）事業名

道の駅さんわ 182 ステーション太陽光発電設備導入事業

（2）事業場所

広島県神石郡神石高原町坂瀬川 5146 番地 2

（3）事業期間

別添仕様書のとおり。

（4）担当部署

神石高原町産業課

3. 参加資格

- （1）神石高原町入札参加資格者名簿に登載されている者又は契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- （2）単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- （3）広島県内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- （4）企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- （5）本事業と類似の事業履行実績として、過去 10 年度の期間において実績を有すること（記載は 5 件まで可とする）。
 - ・民間を含めた PPA 事業の採用実績
 - ・企業、地方公共団体所有施設または土地等における、太陽光発電パネルの設置事業の実績等（選定・契約・受注段階も可）
 - ・公共施設等への再生可能エネルギー設備の設置実績
 - ・類似の事業とは、施設の屋上又は屋根等における 100kW 以上の太陽光発電

設備等設置工事の請負又は発電事業をいう。

(6) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

(7) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 自治体との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

オ 市区町村税を滞納している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者

キ 神石高原町から指名除外の措置を受けている期間中にある者

4. 提出書類

紙資料及びデータを保存した電子媒体により提出する。また、以下（１）～（４）の他に神石高原町が別途書類の提出を求めることがある。

(1) 企画競争参加申請書

様式 1 に必要事項を記入し、提出する。

(2) 会社概要

様式 2 に必要事項を記入し、提出する。

(3) 参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。

ア 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

イ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

ウ 登記事項証明書、印鑑証明書

エ 直近決算年度の貸借対照表及び損益計算書

オ 市区町村税納税証明書（滞納のない証明書）

(4) 企画提案書(様式3)

- ア 事業の実施内容(任意様式)
- イ 事業実施体制(任意様式)
- ウ 過去の類似業務実績(様式4)

5. 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

(1) 事業の実施内容(任意様式)

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

施設における想定設備容量(太陽光発電設備定格出力(kW)及びパワーコンディショナの最大定格出力(kW))を検討すること。

ウ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・施設における想定自家消費電力量を検討すること。
- ・温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は0.000537t-CO₂/kWhを使用すること。

エ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)、検討において想定した設備仕様(寸法、重量等を含む)を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重(風圧、積雪、地震等)に耐えうる構造であること。

オ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法(特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の可否等)
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力(kW)

カ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金(参考見積)

- ・単価は事業期間中一定とし、参考価格をもとに提案すること。単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。

参考価格 ⇒ 23.56 円/ kWh

- ・電気料金の概算については、運転期間中における指定管理者の負担として算出すること(運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと)。なお、行政財産の使用料は免除とする。
- ・国補助金等の活用が可能な場合は、当該補助金を活用した場合の額を併せて示すこと。

(2) 事業実施体制（任意様式）

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 地域内の業者の活用の提案

エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

オ 事業者の経営状況（5年間）

賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

カ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

キ 故障、緊急時の対応体制図

ク 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

ケ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中及び撤去までにかかり設定するすべての保証内容

(3) 過去の類似業務実績（様式4）

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。（業務概要がわかる書類）

6. 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・ 業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- ・ A4 版を基本とすること。一部 A3 版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ・ 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- ・ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・ 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ 10pt 以上に設定すること。

ま

- ・ 上下左右に 20mm 以上の余白を設定すること。
 - ・ 表紙をつけ、表題を記載すること。
 - ・ 提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。
- また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

7. 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

- ・企画競争参加申請書（様式1）、会社概要（様式2）：各1部
- ・企画提案書（様式3、様式4）：6部

(2) 提出期限

ア 企画競争参加申請書（様式1）、会社概要（様式2）、参加資格に係る書類

令和7年10月6日（月） 17時（必着）

- ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、令和7年10月8日（水）までに結果を通知する。
- ・提案資格があると認めた者に対し、施設の図面、構造計算書及び、施設の1年間の電力使用量の30分値、現在の電力契約の情報等を提供する。
- ・企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合は、担当課へ連絡すること。

イ 企画提案書

令和7年10月24日（金） 17時（必着）

(3) 提出場所

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小島 1701 番地

神石高原町産業課

電話：0847-89-3337 FAX：0847-85-3394

Eメール：jk-sangyou@town.jinsekikogen.lg.jp

持参又は郵送による。

(4) 契約の締結について

選定した事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について神石高原町の確認を受けたのち、確定とする。なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、「太陽光発電設備導入事業に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において次点とされた者と交渉する場合がある。

8. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「企画競争参加申請書及び企画提案書提出に関する質問書」（様式5）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和7年9月8日（月）～9月22日（月） 17時

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「道の駅さんわ 182 ステーション太陽光発電設備導入事業に関する質問」とすること。Eメール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

担当課のEメールアドレスに提出すること。

(2) 回答

令和7年9月29日(月) 17時までに、ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

9. 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、実施委員会において審査する。神石高原町は企画提案内容について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングは原則として行わない。

また、書類審査にあたって書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査に当たっては、実施委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の事業予定者として決定する。

(1) スケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

No.	内容	日程	備考
①	企画競争実施の告示	令和7年9月8日(月)	町HP公開
②	質問受付	令和7年9月22日(月) 17時まで	電子メール
③	企画競争参加申請書等の提出期限	令和7年10月6日(月) 17時まで	持参又は郵送
④	施設見学申し込み期限	令和7年9月22日(月) 17時まで	電子メール
⑤	対象施設の電力契約情報、1年間の電力使用量の30分値、構造計算書、図面の提供	令和7年10月8日(水) 予定	電子メール
⑥	参加申請書提出者に提供する参加資格審査結果決定通知送付	令和7年10月8日(水) 予定	電子メール
⑦	質問に対する回答のホームページへの掲載	令和7年9月29日(月)	町HPへ掲載
⑧	施設見学期間	令和7年9月23日(火)	電子メール

		～10月6日（月）までの間で町が定める日	
⑨	企画提案書の提出期限	令和7年10月24日（金）	持参又は郵送
⑩	書類審査	令和7年10月28日（火） 予定	
⑪	事業予定者の発表（審査結果通知）	令和7年10月30日（木） 予定	郵送、町HP公開
⑫	契約の締結	令和7年11月上旬予定	

（２）施設見学

参加を検討している事業者を対象に、下記見学期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、令和7年9月22日（月）までに担当者へ電子メールで申し込むものとする。

なお、施設見学にあたっては、産業課及び指定管理者の指示に従うこと。

見学期間は、令和7年9月23日（火）～10月6日（月）の間に申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。

（３）書類審査

日時 令和7年10月28日（火）（予定）

（４）選定結果の通知

選定結果は、書類審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。審査の過程は公表しない。

10. その他留意事項

（１）著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は神石高原町に帰属する。

イ 提案者は、神石高原町に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ神石高原町に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、神石高原町情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

（２）提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため神石高原町及び指定管理者と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

11. 失格要件

企画競争参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

エ 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき

オ その他、実施委員会が不適切と判断したとき。

<評価基準>

評価項目		評価の視点	配点
1. 技術提案に関する事項	導入設備の内容	・技術提案の具体性及び妥当性	10
		・設備容量に関する具体提案	5
	二酸化炭素排出量の削減効果	・排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か	5
	災害等、非常時利用の内容	・実用性の高い提案がされているか	5
2. 実施体制	工事遂行能力	・実施体制	10
		・施工スケジュール	5
	業務遂行能力	・メンテナンス計画	5
		・維持、管理等の実施体制	10
	事業実施中のリスク対応	・事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	5
	事業実施に係る保証	・設備の導入、運転期間中、撤去まで対応できる提案となっているか	5
3. 実績	会社概要	・財務状況等について、資金調達に問題がないか（経常利益・黒字年数・自己資本比率）	10
	類似実績	・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	5
4. 電気料金（概算単価）		・電気料金がどの程度低減されるか	10
		・自家消費料金単価の算出方法	5